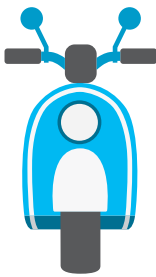


軽自動車税の税率が変わります

税務課(☎65-6508)

4月1日から軽自動車税率が変わります。購入を検討している人はご注意ください。
※軽自動車税は、毎年4月1日に所有している人に課税されます。



①原動機付自転車や125cc超のバイクなどの車両

平成27年度から新税率が適用されます。

車種の区分		税率(年額)	
		平成26年度まで	平成27年度以後
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー(排気量50cc以下)	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車 (側車付きのものを含む)	排気量125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
	ボートトレーラー		
	フルトレーラー		
二輪の小型自動車	排気量250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円



②軽四輪などの車両

下記とおり新税率が適用されます。

軽自動車 車種の区分		税率(年額)		
		平成27年3月31日 までに登録した車両	平成27年4月1日 以後に登録した車両	登録後13年超 (経年車重課)
三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円

●平成27年3月31日までに新規登録した車両は、登録後13年を超えるまで現行税率のままです。

●平成28年度からは、新規登録をした年月から13年を経過した車両(電気自動車等を除く)に、経年車重課の税率が適用されます。

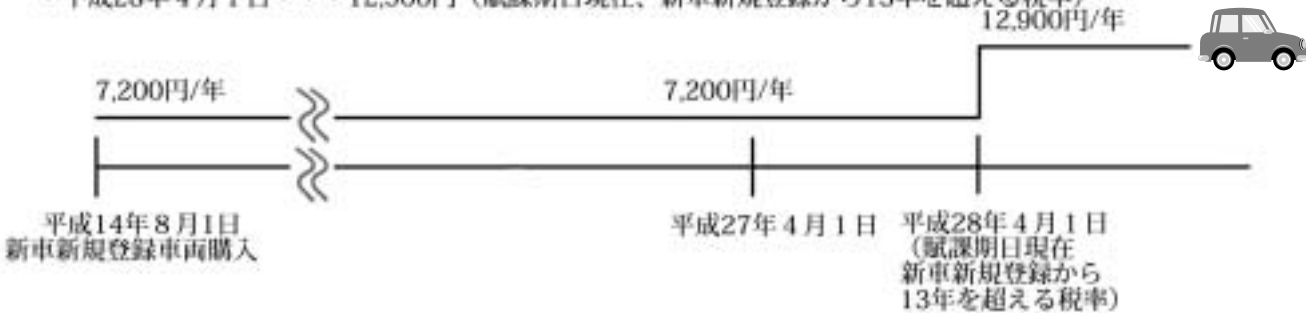
新規登録をした月日は、自動車検査証の「初度検査年月」欄に記載されています。



軽四輪の乗用・自家用車 例

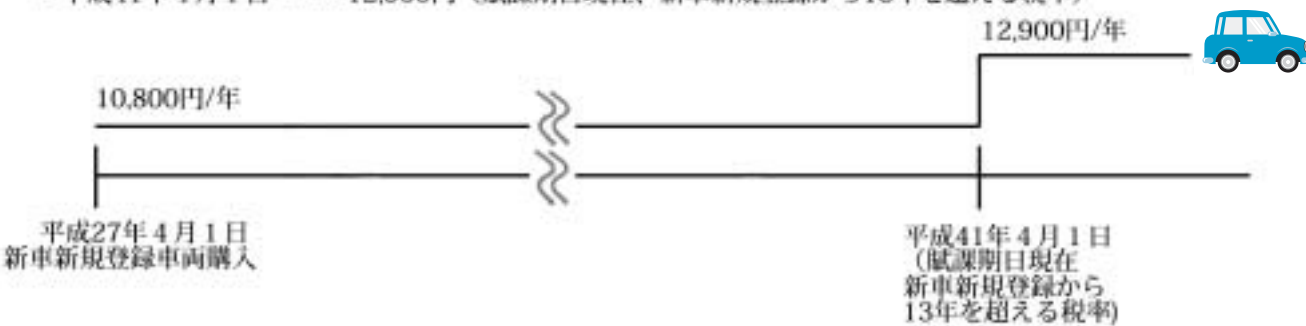
○平成14年8月1日に新車新規登録の車両を購入した場合

- ・平成27年4月1日・・・7,200円(税率変更なし)
- ・平成28年4月1日・・・12,900円(賦課期日現在、新車新規登録から13年を超える税率)



○平成27年4月1日に新車新規登録の車両を購入した場合

- ・平成27年4月1日・・・10,800円(新税率)
- ・平成41年4月1日・・・12,900円(賦課期日現在、新車新規登録から13年を超える税率)



廃車等の手続きはお済みですか

原動機付自転車や軽自動車等に対する軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有(登録)している場合に、年税額が課税されます。そのため、4月2日以後に廃車や名義変更されても、月割や減額の制度はなく、その年度分の税金を納めていただくことになります。

廃車等の手続きが必要な場合

- ①車両を他人に譲渡または売買したとき
- ②故障などで車両を廃棄または解体したとき
- ③車両が盗難にあったとき
- ④市外に住所が変わったとき
- ⑤氏名を変更したとき
- ⑥所有者または使用者が亡くなったとき

廃車等の手続き先

- 長浜市ナンバーの原動機付自転車、小型特殊自動車
税務課、北部振興局福祉生活課、各支所
- 滋賀ナンバーの普通自動車、125ccを超える二輪車
滋賀運輸支局(守山市木浜町)
☎050-5540-2064
- 滋賀ナンバーの軽自動車(三輪・四輪)
軽自動車検査協会滋賀事務所(守山市木浜町)
☎050-3816-1843